

【ドイツ】障害者平等法の改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

* ドイツにおいて 2009 年 3 月 26 日に発効した国連障害者権利条約の実施の効果を高めるために、障害者平等法が改正された。

1 障害者平等法

ドイツでは、2002 年に障害者平等法（注 1）が制定され、同年 5 月 1 日に施行された。同法は、障害者に対する不利益な取扱いの防止や、連邦の機関における建築施設や交通施設（道路や輸送手段）、ウェブサイトのバリアフリー化について定めている。

その後、ドイツは 2008 年に国連障害者権利条約（注 2）（以下「条約」）を批准し、2009 年 3 月 26 日からドイツにおいて効力を有している。条約は、障害者平等法等により実施される。連邦政府が 2011 年に条約の実施状況を評価した結果（注 3）、障害者平等法の規定の解釈が政府機関の間で明確に統一されていないために適用されていないものがあり、条約の効果が十分に発揮されていないことが分かった。

2 障害者平等法の改正

上記評価の結果、条約の実施効果を高めるために、障害者平等法が改正された（2016 年 7 月 27 日施行）（注 4）。改正は、連邦の機関におけるバリアフリー化をさらに促進することを目的としている。改正の概要は、次のとおりである。

(1) 表記の変更

従来、障害者は、世界保健機関（WHO）の「国際生活機能分類」（注 5）の表記に従い、「障害者（behinderte Menschen (disabled persons)）」とされていたが、条約の表記である「障害を有する者（Menschen mit Behinderungen (persons with disabilities)）」に変更された。これは、対象者を変更するものではなく、二通りの表現を避けることが目的である。

(2) バリアフリー化の改善

従来、連邦の機関のバリアフリー化は、施設の新築及び大規模な改築又は増築の際に行わなければならないとされていた。改正により、「大規模な」の文言が削除され、小規模な改築又は増築においてもバリアフリー化を行うことが義務とされた。また、連邦の機関は、これらの建築上の措置に際して、措置の直接の対象でない公的空間についても、障害を有する者にとっての建築上の障壁を特定し、撤廃するものとされた。さらに、バリアフリー化された施設のみ賃貸することができるとされた。（障害者平等法第 8 条。以下、条番号は、同法の条を指す。）

従来、連邦の機関は、一般の利用者のためにバリアフリー化したウェブサイト（読み上げソフトに適したレイアウト、色覚障害者や高齢者に配慮した画面等）を供するものとされていたが、職員用のイントラネットや事務処理システムもバリアフリー化するものとされた（第 12 条）。

(3) 知的障害を有する者に配慮した平易な言葉の使用

従来から、聴覚障害及び言語機能障害を有する者は、手話による意思疎通（第9条）を、視覚障害を有する者は、点字による決定や通知等の文書（第10条）を要求することができる。今回の改正により、連邦の機関は、これらに加え、知的障害を有する者のために、平易な言葉を積極的に使用することが定められた（第11条）。

(4) 連邦バリアフリー相談センターの設置

連邦バリアフリー相談センター（Bundesfachstelle für Barrierefreiheit）が、鉱山労働者・鉄道員・海員ドイツ年金保険組合（Deutsche Rentenversicherung Knappschaft-Bahn-See）に新たに設置される。同組合は、年金、疾病及び介護保険を所掌し、独自の医療ネットワークを全国に有しているため、同センターの設置に適するとされた。連邦バリアフリー相談センターは、バリアフリー化の義務を負う機関に対して助言を行い、情報を提供し、バリアフリーの意識を醸成するための広報活動を行う。（第13条）

(5) 不利益な取扱いの禁止の強化

従来、連邦の機関は、障害者に対して不利益な取扱いをしてはならないとされている。改正により、障害を有する者のために適切な措置を行わないことは、不利益な取扱いとみなされることになった。適切な措置とは、障害を有する者が他の者と同じ権利を享有し、行使することを可能とするために必要な措置で、過度な費用を要しない範囲で行うことができるものである。（第7条）

(6) 仲裁機関の設置

連邦障害者オンブズマン（注6）に、仲裁機関が設置される。連邦の機関との意思疎通を十分に行えない等の理由により権利を侵害されたと感じる者や、障害を有する者のための利益団体は、仲裁手続の開始を申し立てることができる。仲裁は無料である。（第16条）

注（インターネット情報は2016年7月14日現在である。）

- (1) Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen vom 27. April 2002 (BGBl. I S. 1467, 1468). 山本真生子「ドイツの障害者平等法」『外国の立法』No.238, 2008.12, pp.73-95. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000159_po_023803.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。州のバリアフリー化については、各州の障害者平等法が定める。
- (2) Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 2515 UNTS 3. 2006.12.13採択, 2008.5.3発効
- (3) Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *Unser Weg in eine inklusive Gesellschaft*, Berlin, 2011.
- (4) Gesetz zur Weiterentwicklung des Behindertengleichstellungsrechts vom 19. Juli 2016 (BGBl. I S. 1757).
- (5) International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF). 厚生労働省ウェブサイトを参照。<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html>>
- (6) 連邦障害者オンブズマンは、連邦政府により任命される。同オンブズマンは、障害を有する者と有さない者の生活条件を等しく整える連邦の責務が遂行されているか否かを監督する。

参考文献

・ Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/7824, 8428*.